

第29回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月25日(火)午後4時00分から午後4時14分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員(16人)

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山真士
	2番	菊田実
	3番	湯浅浩道
	4番	滝本弘
	5番	狩野菊恵
	6番	森本茂
	7番	山田裕一
	8番	高野秀則
	9番	佐々木章史
	10番	岸本辰彦
	11番	泉和浩
	12番	佐々木靖
	13番	古熊健一
	14番	目黒一雄
	15番	石田秀人

- 4 欠席委員(0人)

- 5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村雅史
事務局次長	浦島卓
事務局主任	瀬能実紀
事務局主任	作山温史

- 6 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第5	報告第2号 農地法第18条の6の規定による通知について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第4号 農地法第16条第1項の規定による買入協議の要請につ

いて

日程第10 議案第5号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査結果について

日程第11 議案第6号 土地の現況証明願いについて

7 会議の概要

議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第29回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、11番 泉委員 12番 佐々木靖委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について事務局より報告をお願いします。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 10月20日(木)農地転用審査特別委員会を開催しております。 以上です。
議長	日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありましたのは、番号1番の1件です。 この1件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。 届出地の図面につきましては、議案資料1ページからの報告第1号関係をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。

	<p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第1号について承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。</p> <p>今回、通知がありましたのは、番号1番から5番までの5件です。</p> <p>この5件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。届出地の図面につきましては、議案資料2ページからの報告第2号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第2号について承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。</p> <p>番号1番は、経営規模拡大のため、使用貸借をしようとするものです。議案資料の議案第1号関係として、7ページの「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。</p> <p>2ページに当該地の図面を掲載しておりますのでご高覧ください。以上です。</p>

議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第7、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。</p> <p>番号1番については、譲受人が申請地に多目的広場を新設するため、農地転用の許可を得ようとするものです。</p> <p>なお、多目的広場ですが、冬は雪堆積場、夏は憩いの広場として使用するとのこと。</p> <p>許可の基準となる農地区分ですが、都市計画区域の用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。</p> <p>第3種農地の転用については原則許可であり、一般基準の各要件も満たしていることから、問題ないと考えます。</p> <p>なお、本件は北海道農業会議への諮問が必要となる転用面積3,000㎡を超えているため、北海道農業会議へ意見を伺い、当委員会と意見が一致した場合は、その回答の日をもって許可をし、直近の総会で報告をさせていただきます。</p> <p>議案資料8ページからの議案第2号関係「農地法第5条調査書」及び図面をご高覧ください。以上です</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、先に農地転用審査特別委員会が開催されており、委員長の報告を求めます。</p>
岸本委員長	<p>農地転用審査特別委員会の開催結果について、ご報告申し上げます。申請者から転用事業の説明を受け、内容を審査した結果、農地法第5条の規定による許可申請は適当であるとの意見を集約いたしましたので報告いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p>

	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第2号は許可することに決定しました。
議長	日程第8、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。 今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番、2番の2件、利用権の設定をするものが3番から5番までの3件です。 これら5件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。 計画地の図面につきましては、議案資料11ページからの議案第3号関係をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第3号は許可することに決定しました。
議長	日程第9、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による

	<p>買入協議の要請について」ご説明します。</p> <p>今回、斡旋の申出がありましたのは、番号1番から6番までの6件です。この6件について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。計画地の図面につきましては、議案資料16ページの議案第4号関係をご高覧ください。以上です。</p> <p>議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>議長 質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり要請することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第10、議案第5号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査結果について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査結果について」ご説明します。</p> <p>農地法第30条第1項の規定による利用状況調査、農地パトロールにつきましては8月末に調査を実施しましたが、入林の許可が必要な場所や現地までの道がないためドローンによる確認が必要な農地があったため、10月20日に目黒委員、高野委員、湯浅委員と事務局で調査を行いました。結果4筆非農地と判定しています。</p> <p>調査地の位置図、現況写真につきましては、議案資料21ページの議案第5号資料をご高覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第11、議案第6号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号「土地の現況証明願いについて」ご説明します。 今回、願出がありましたのは、番号1番、2番の2件です。 番号1番、2番は、目黒委員、高野委員、湯浅委員、と事務局で現地調査を行いました。 番号1番、2番については、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 申請地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料の24ページからの議案6号関係をご高覧ください。 以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定しました
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第29回当別町農業委員会総会を閉会します。